**南新町専用車（軽トラック）の貸し出しに関する内規**

平成２８年５月１３日

南 新 町 町 内 会

南新町町内会が所有する専用車（軽トラック）の貸し出しについて、町内住民の要望により、以下の通り定める。

記

**【貸し出し条件】**

1. 貸し出し対象者　　　　　南新町住民に限定する
2. 優先順位　　　　　　　　町内会事業への使用を優先し、空いている場合に貸し出す
3. 運 転 者　　　　　　　　借用者本人に限る
4. 使用範囲　　　　　　　　愛知県内に限る
5. 使用用途　　　　　　　　危険物（ガソリン等）の輸送には使用できない
6. 使用時間　　　　　　　　１回の使用は４時間以内とする
7. 費用負担　　　　　　　　ガソリン代は借用者の負担とする

１0ｋｍ走行につき１Ｌ（普通ガソリン）とする。

事故時の責任と費用

事故を起こした場合は、借用者の責任において解決する。

事故費用が生じた場合は、全て借用者の保険を使用し解決をはかるものとする。

車両が使用不能となり、代車が必要な場合は、代車費用（レンタカー等）は、借用者の負担とする。

**【借用申請】**　　　　　　　　次の書類を提出する

別紙「南新町専用車借用申請書」

免許証のコピー、自動車保険のコピー添付

以上

南新町　町内会

　会　長　殿

**南新町専用車（軽トラック）借用申請書**

令和　　 　年　　 　月　　 　日

申請者　　　 　組　　　　　　　　　　　　　印

【借用申請内容】

１．借 用 日　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　日

２．使用時間　　　　　　　午前・午後　　　　　　時　　　　分から

午前・午後　　　　　　時　　　　分まで

３．目 的 地

４．使用目的

私は、以下の条件に同意し、南新町専用車（軽トラック）の借用を申請します。

記

１．運 転 者　　　　　　　　借用者本人に限る。

２．使用範囲　　　　　　　　愛知県内

３．使用用途　　　　　　　　危険物（ガソリン等）の輸送には使用できない

４．使用時間　　　　　　　　１回の使用は４時間以内とする

５．費用負担　　　　　　　　ガソリン代は借用者の負担とする

　　　　　　　　　　　　　　　　１0ｋｍ走行につき１Ｌ（普通ガソリン）とする。

６．事故時の責任と費用　　　　　　①　事故を起こした場合は、借用者の責任において、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　解決する。

1. 事故費用が生じた場合は、全て借用者の保険を使用し解決をはかるものとする。
2. 車両が使用不能となり、代車が必要な場合は、代車費用（レンタカー等）は、借用者の負担とする。
3. 貸出し使用料・・・500円／回
4. 免許証・任意自動車保険のコピー添付のこと。

借用開始時走行距離メーター表示　　　　　　　　　　ｋｍ

返却時走行距離メーター表示　　　　　　　　　　　　　ｋｍ